

今後の進め方について

◆ 持続可能な都市の構築に向けた抜本的な空き家対策の構築について

1 今後の空き家等対策協議会 部会の予定

(1) 第3回部会について

開催時期：平成31年3月中旬～下旬（予定）

内 容：抜本的な空き家対策（素案）についての協議

(2) 第4回部会について

開催時期：平成31年5～6月頃（予定）

内 容：抜本的な空き家対策（案）の確認

2 抜本的な空き家対策の実施に向けた対応

(1) 対象となる空き家の捕捉方法の検討について

新たに作成する空き家対策の対象となる放置されている空き家について、京都市の規模においては、捕捉するために費用・時間がかかりすぎるものが課題となっています。

例えば、客観的な記録（ライフラインの閉栓記録、住民票（除票）など）から、一定の条件を満たす場合は、放置されている空き家である可能性が高いといった情報を得ることができないか等、平成31年度に効果的な捕捉方法について、調査・検討を実施することとしています。

(2) 特定空き家等の基準の改訂について

放置された空き家所有者に対する適正な負担を求める空き家の要件として、特定空き家等を要件の一つとする場合においては、特定空き家等の基準の明確化が必要となります。

既に存在する基準について、改訂の要否を含め、これまでの空き家対策の状況も踏まえ、空き家対策協議会 部会に建築士等の専門家の皆様にも御参画いただき、協議を行うこととしたいと考えています。